

No	書類名	提出要否		提出先	提出方法 (書面での提出の場合は、 代表者印の押印が必要)	提出時期	備考
		必須	該当する 場合				
1	金利スワップ清算受託契約締結届出書 ※英語様式でも提出可	○		清算リスク管理部 モニタリンググループ	Target	原則、清算受託契約締結日前 (遅くとも、通知・公表希望日の3営業日前)	・クライアント・クリアリングの取扱いを実際に行う場合に、事前に提出が必要。 ・通知・公表の希望日が未定である場合には、確定後、再提出が必要（通知・公表希望日にJSCCホームページ等においてクライアントの制度参加について公表を行う。）。
1-1	金利スワップ清算受託契約書（写し） ※英語様式でも提出可	○		清算リスク管理部 モニタリンググループ	Target	清算受託契約締結後、遅滞なく	(No.1 の添付書類) ・事後提出可 ・クライアントと締結
1-2	誓約書 ※英語様式でも提出可	○		清算リスク管理部 モニタリンググループ	書面（※原本を提出）	清算受託契約締結後、遅滞なく	(No.1 の添付書類) ・事後提出可 ・クライアントから差し入れられた「誓約書」を参加者が提出。
2	委託取引口座に係る口座種別届出書	○		OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	クライアントが実際に制度を利用開始する日の前営業日までに	・クライアント口座のヘッジ・ノンヘッジの別について、事前に届出が必要。
3	バックアップ受託者指定届出書		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	バックアップ受託者に指定される日の前営業日までに	・クライアントからバックアップ受託者として指定を受ける場合に提出が必要。 ・バックアップ受託者として指定を受けるにあたり、No.1 の書類の提出が必要（既提出の場合は除く。）。
4	承継に係る合意に関する報告書		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	合意後、遅滞なく	・バックアップ受託者として、クライアントと清算約定等の承継について金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第26条の2第1項に定める合意をした場合（任意）に提出が必要。 ・事前にJSCCへのドロフトの提出が必要。
5	IRS清算参加者マスタ情報申告シート (本番用)	○		OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	1週間前（5営業日前）	・クライアント・クリアリングの取扱いを実際に行う場合に、清算参加者とクライアントの情報を記載して提出が必要。
6	JSCC Client Clearing Mapping Form		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	1週間前（5営業日前）	・クライアントがMarkitWireを利用する場合に提出が必要。 ・クライアントがMarkitWireを新規に利用する場合、JSCC Client Clearing Mapping Form の提出前に、クライアントとOSTTRA社との間で新規登録に係る契約手続を行う必要がある。
7	回線情報申告シート		○	株式会社東京証券取引所 ITサービス部 JPXサービスデスク	メール	3週間前	・クライアントがWebPortalを直接利用する場合に提出が必要。
8	IRS各種担当部署等届出書（清算委託者用）		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	3週間前	・クライアントがWebPortalを直接利用する場合に提出が必要。
9	清算委託者に係る源泉徴収の取扱いに関する届出書		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	清算開始前	・提出は、清算委託者が所得税法上の非居住者又は外国法人に該当する場合に限る。 ・なお、租税条約に係る届出書等の提出を行う場合には、清算開始前にこれらの届出書も提出すること。
10	クライアント・クリアリング手数料に係る特則の適用に関する届出書		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	委託取引口座開設日の前営業日までに	・クライアント・クリアリング手数料に係る特則の適用を受ける場合に提出が必要。
11	日本銀行の当座預金口座への預金による金銭担保保管に関する届出書		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	委託取引口座開設日の前営業日までに	・クライアントが、金銭担保の保管について、日本銀行の当座預金口座への預金による方法を希望する場合に提出が必要。
12	クライアントアディショナルマージン制度の利用に関する申告書		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	1週間前（5営業日前）	・クライアントの当初証拠金所要額の引き上げの申告があった場合には、申告された割増率により、当該クライアントの清算約定に係る当初証拠金所要額を引き上げる運用を希望する場合に、当該受託清算参加者及びクライアントの合意に基づき提出が必要。
13	Netting Synchronization利用申請シート（本番用）		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	1週間前（5営業日前）	・クライアントが、ネットティング・シンクロナイゼーションの利用を希望する場合に提出が必要。
14	クロスマージン制度利用届出書		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	利用を開始する日の10営業日前までに	・クライアントが、クロスマージン制度の利用を希望する場合に提出が必要。
15	損益差金等の授受の申込みに関する届出書 損益差金等の授受対象となる口座・取引に係る申請書		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	利用開始日の月末最終営業日の前営業日までに	・クライアントが変動証拠金の資金決済制度を利用する場合に提出が必要。
16	FCMの登録等に関する届出書 (金利スワップ)		○	OTCデリバティブ清算部（IRS担当）	Target	決定後、遅滞なく	・米国顧客のクライアント・クリアリングの取扱いを行う場合には、事前に提出が必要。米国顧客への事前通知に係る確認書は参加者において保管すること。